

石垣市社会福祉協議会 ふれあい配食サービス (ご案内)

(1) 利用対象者

石垣市に住所を有し、日常的に自ら調理することが困難な高齢者及び障がい者等。

(2) サービスの内容等

- ※申し込み先 石垣市社会福祉協議会
電話 ８４－２２１１
- ※利用料 １食 ６００円（税込）
- ※実施曜日 下記（表１）参照（祝祭日も配達）

（表１）

	月	火	水	木	金	土
昼 食	実 施					
夕 食	実 施					

(3) 申し込み方法

利用申込書（様式１）に記入し、ご提出ください。

(4) 支払方法

月締め、翌月支払い。

(4) 備考

- ※ お弁当は、病人食・治療食ではありません。
- ※ 昼食は午前１０時～１２時半。夕食は午後３時～５時半の間にお届けします。
- ※ 休止・中止の場合は前日の午後４時までにご連絡ください。

石垣市社会福祉協議会

石垣市登野城１３５７－１（石垣市健康福祉センター内）

電話 （０９８０）８４－２２１１

FAX （０９８０）８４－１１９９

石垣市高齢者食の自立支援事業 配食サービスのご案内

(1) 利用対象者

身体的または精神的機能の低下により自ら食事を作ることが困難な65歳以上で独居の高齢者世帯（市民税非課税世帯）。

(2) 事業内容

- ※実施主体 石垣市
- ※申込み先 石垣市介護長寿課
電話 82-7158
- ※利用料 1食 500円
- ※実施曜日 下記（表1）参照

（表1）

	月	火	水	木	金
昼食 or 夕食	高齢者食の自立（昼食 or 夕食） （※祝祭日も配達）				

(3) 申込み方法

石垣市介護長寿課で申請する。

(4) 支払方法

月締め、翌月支払い。

(5) 備考

- ※お弁当は、**病人食・治療食**ではありません。
- ※夕食は午後3時～午後5時半の間にお届けします。
- ※休止・中止の場合は石垣市介護長寿課まで連絡してください。